

第 1 3 1 回

杉並区都市計画審議会議事録

平成 1 6 年(2004 年) 1 1 月 8 日(月)

議 事 録

会議名		第131回杉並区都市計画審議会
日 時		平成16(2004)年11月8日(月)午前10時から11時
出席者	委員	〔学識経験者〕 黒川・内田・村上・ 〔区 民〕 田木・徳田・武井・中村・大村・ 栗原・ 〔区議会議員〕 田中・田代・横山・本橋・山崎・ 木梨・伊田 〔関係政機関〕 古家・石田
	説明員	〔政策経営部〕 〔危機管理室〕 〔区民生活部〕 産業振興課長 生活経済課長 〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、建築担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長 土木管理課長、建設課長、交通対策課長 維持課長、公園緑地課長、緑化担当課長 建築課長、審査担当課長、生活道路整備課長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長 環境課長
傍聴	申請	なし
	結果	なし
配付資料		郵送分 1. 議案1 東京都市計画生産緑地地区の変更について(案) 2. 放射第5号線について 3. 「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定について 席上配布 なし
議事日程		1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 新委員の紹介 4. 議席の決定 5. 署名委員の指名 6. 傍聴申出の確認 7. 議題の宣言

	<p>8．議事 (1) 審 議 ア．東京都市計画生産緑地地区の変更について [杉並区決定] (2) 報 告 ア．放射第5号線について イ．「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定について 9．事務局からの連絡 (1) 次回の開催予定 10．閉会</p>
審 議 経 過	<p>議案 東京都市計画生産緑地地区の変更について【杉並区決定】 < 16 諮問第8号 > 本件について資料に基づき説明を行い、各委員から意見を伺った。 説明者 = 都市計画課長</p> <p><主な質疑> 建築基準法第42条第2項の後退により削除する用地について、その部分は区が買い取ったのか、寄贈されたのか。</p> <p><区からの答弁> 後退用地は区に寄贈されたものである。</p>
審 議 結 果	<p>議案 東京都市計画生産緑地地区の変更について【杉並区決定】 < 16 諮問第8号 > 原案了承、「異議なし」で区長に答申することを決定した。</p>

報告

放射第5号線について

「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定について

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画課長 定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。本日は、委員、委員、2名の委員から所要のため欠席とのご連絡をいただいております。それから、まだ、委員がお見えになってございません。したがって、都市計画審議会全21名の委員のうち、18名の委員が出席されておりますので、第131回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

会 長 では、ただいまから第131回杉並区都市計画審議会を開催します。審議に先立ち、事務局から報告がありますので、お願いいたします。

都市計画課長 では、始める前に事務局から都市計画審議会条例第2条第1項第3号に定める関係行政機関の委員の委嘱がございましたので、ご報告いたします。平成16年9月1日付の人事異動で杉並警察署長が代われ、新しく石田署長となられましたので、10月14日付で委員に委嘱いたしました。また、10月1日付の人事異動で杉並消防署長が代われ、新しく古家署長となられましたので、10月26日付で委員に委嘱いたしました。それでは、石田委員でございます。よろしくお願いたします。

石田委員 先般の秋の人事異動で杉並警察署長となりました石田です。今後ともよろしくお願いたします。

都市計画課長 続きまして、古家委員でございます。

古家委員 10月1日付で署長となりました古家でございます。よろしくお願いたします。

都市計画課長 続きまして、委員の交代がありましたので、杉並区都市計画審議会運営規則第4条に基づき、会長に議席の決定をお願いしたいと存じます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたように、委員の交代がありましたので、議席を新たに定める必要があります。つきましては、現在お座りいただいている席をもって議席といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。では、現在のお座りの席を議席ということにさせていただきます。

都市計画課長 ありがとうございました。ただいま会長より新しい議席をお決めいただきましたので、お時間いただきまして、新しい席次表を配付させていただきます。

(席次表配付)

会 長 それでは続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。田代委員にお願いいたします。よろしくお願いたします。本日、傍聴の申し出がありますでしょうか。

都市計画課長 傍聴の申し出はございません。

会 長 はい。それでは、まず、最初に事務局から議題の宣言をお願いいたします。

都市計画課長 本日の議題は審議案件といたしまして、「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、報告事項といたしまして、「放射第5号線について」及び「『都市計画公園・緑地の整備方針』の策定について」でございます。本日の議題にかかわる資料につきましては、お手元の配付資料一覧でご確認いただきたいと思います。

会 長 それでは、議事に入りたいと思いますが、最初に審議案件の「東京都市計画生産緑地地区の変更について」、説明のほうをよろしくお願ひいたします。

都市計画課長 それではご説明いたします。東京都市計画生産緑地地区の変更につきまして、杉並区決定となっております。本件については、東京都に対して同意申請を行い、平成 16 年 8 月 31 日に東京都の同意を得て、9 月 24 日金曜日から、10 月 8 日金曜日までの間、公告、縦覧をいたしました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。それではお手元の資料に沿って、ご説明をさせていただきます。

議案の 1 という資料を 1 枚おめくりいただきたいと存じます。「都市計画生産緑地地区を次のように変更する」ということでございます。第 1 といたしまして、種類及び面積でございます。種類でございますが、生産緑地地区、面積が約 41.45 ヘクタールでございます。第 2 でございますが、削除のみを行う位置及び区域でございます。名称、位置、削除面積、備考でございます。順に読み上げてまいります。お手元のほうに大きな地図を添付してございます。青焼きの地図でございますが、この地図に位置を示してございますので、参考までにご覧いただければと存じます。

番号の 11 番でございます。地区名は上井草でございます。位置は上井草三丁目地内、削除面積は約 890 平方メートルでございます。地区の全部でございます。

それから 44 番、地区は上井草、位置でございますが、上井草二丁目地内、削除面積は約 2,270 平方メートルでございます。ここにつきましては、地区の一部でございます。

続きまして 96 番、宮前でございます。宮前二丁目地内、面積が約 1,350 平方メートルでございます。地区の一部でございます。

続きまして 105 番、久我山でございます。久我山二丁目地内、面積にしまして約 2,140 平方メートル、地区の全部でございます。

続きまして 121 番、成田西でございます。成田西二丁目地内、面積にしまして約 180 平方メートル、地区の一部でございます。

続きまして 135 番、高井戸西地区でございます。高井戸西二丁目地内、面積約 40 平方メートルでございます。地区の一部でございます。

続きまして 167 番、井草地区でございます。井草三丁目地内、約 1,030 平方メートルでございます。地区の全部でございます。

これら7件、合計いたしまして、削除面積が約7,900平方メートルでございます。この44番、96番、105番、121番、167番のこの5件につきましては、前々回の第129回のこの都市計画審議会、4月9日に行われましたが、そのときに簡単にご報告をさせていただいております。「区域は計画図表示のとおり」ということございまして、お手元の資料を2枚めくっていただきますと、地図が出てまいります。それぞれの今回削除する部分を黒く塗ってございます。後ほどスライドで全体をご説明いたしますので、これについてはちょっと省略をさせていただきたいと存じます。

理由でございますが、「公共施設の用地又は買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の全部及び一部を廃止する」という内容でございます。

その次のページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表でございます。11番から167番まで、新旧の変更後の数字、それから変更前の数字というのがここに示されてございます。変更後の全体の面積が41.45ヘクタールということになります。変更の概要でございますけれども、位置の変更ということでございます。区域の変更は計画図のとおりでございます。それから面積の変更ということで、164件が161件に、面積が42.25ヘクタールから41.45ヘクタールというふうに減少してございます。

それではお手元の資料に「生産緑地地区関係資料」というのがございますので、これをご覧いただきたいと思います。この資料1に「生産緑地地区、行為制限解除等の経過」ということが、ここに示されてございます。それではスライドをもちまして、1件1件ご説明をさせていただきたいと存じます。

先生方、恐縮でございます。ちょうど真後ろでございまして、見にくいかと思いますが、よろしく願いいたします。それではここに現況と、それから図面が出てまいりますので、1件1件ご説明をさせていただきたいと存じます。

これが番号11でございます。上井草三丁目、面積が約890平方メートルでございます。これにつきましては、主たる従事者の故障ということでございます。買取りの申し出が今年の3月9日、買い取らない旨の通知が3月30日に出てございます。現在、開発行為として道路等を造成中でございまして、ここに8軒の建物が予定されているということでございます。

これは44番でございます。上井草二丁目、面積が約2,270平方メートルということでございます。これは理由といたしましては、主たる従事者の死亡

でございます。現在、老人ホームを建設中でございます。手前のほうの生産緑地につきましては、そのまま残ります。黒い部分だけということでございます。図面の矢印1、2とございますのは、これは写真の方向でございます。

これが96番、宮前二丁目でございます。面積が約1,350平方メートルということでございまして、これも主たる従事者の死亡という理由でございます。ここにつきましては、地区計画道路、宮前には地区計画がかかってございますので、ちょうどその地区計画の位置に当たります。地区計画道路は、現在こういう形でできております。今後ここを抜いて、こちらへつなげていくということでございます。地区計画道路として約160平方メートルを買わせていただきました。残りの部分につきましては、農地もしくは宅地の予定ということでございます。ちょうど写真で言いますと、車が停まっているこの部分が地区計画道路で、手前にカラー歩道になってございますけども、これがもう既にできている道路につながってまいります。反対側、向こう側につきましても、もう既にできてございますので、ここができ上がると東西につながるということでございます。これがちょうど横から見たところで、地区計画道路はこの家の向こう側のところに通ってございます。

これは105番でございます。久我山二丁目、約2,140平方メートルでございます。この事由でございますが、やはり主たる従事者の死亡ということでございます。開発行為として、今、完了公告済みでございます。現在、今こういうような形で建物の工事が行われております。

これは121番でございます。成田西二丁目、面積が約180平方メートルでございます。ちょうど五日市街道に面したところでございますが、これが五日市街道でございます。この部分でございますが、このエリアが今回の対象区域でございます。ここにつきましても、主たる従事者の死亡ということが理由でございます。現在は更地でございますが、宅地化を予定してございます。

続きまして、135番でございます。高井戸西二丁目、約40平方メートルでございます。これは区道として2項道路の後退でこの部分を削除するというところでございます。これだけ道が広いわけでございますが、もともとの2項道路がこのあたりにございます。南側につきましてはこちらの所有者の方が後退していただいて、公道としてできているわけでございますが、2項道路の一部が残ってございまして、生産緑地側の方に約64センチほど下がっていただくということで、今回この部分を削除ということでございます。

最後になりますが、167番、井草三丁目、面積が約1,030平方メートルでございます。ここに付きましても、主たる従事者の死亡ということでございます。開発行為として完了公告済みでございます。建物が現在も建っておりますが、この部分、一部手前に農地がまだ残っておりますが、農地の面積が500平方メートルを切るということで、一括して今回削除するという形でございます。簡単ではございますが、スライドでご説明をさせていただきました。

会 長 どうもありがとうございました。ではどうぞ、ご質問、ご意見ありましたら、どなたからでも結構でございます。

委 員 変更に関する直接的な問題ではないのですけれども、135番、2項道路で拡幅するとか、その部分を削除するというお話だったわけですけど、その2項道路の部分というのは、どういう扱いとか、買い取ったわけですか、それとも寄贈されたわけですか。

都市計画課長 これについては、後退をするということで区のほうに出していただいたということでございます。

会 長 ほかに、もしなければ、これ原案どおりということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 では、原案どおり、異議なしということで答申することにいたします。

続いて、報告事項に移ります。最初に、「放射第5号線について」の説明、よろしくをお願いします。

都市計画課長 それでは放射第5号線につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元の資料、「放射第5号線について」をご覧いただきたいと存じます。最近の動向につきまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。前回、ご報告させていただいたその続きでございますけれども、その後、この放射第5号線事業推進のための検討協議会設置要綱を9月に策定をいたしました。これは都・区間で連絡会を持ってございますので、その連絡会でこの要綱を作成したものでございます。1枚、おめくりいただきますと、その要綱が資料として添付してございます。設置の目的、この放射第5号線事業を円滑に推進することを目的として、玉川上水や沿道の環境に配慮した道づくりを検討する場として、要望と回答(4) これは東京都と杉並区が交わした要望と回答でございますけれども、それに基づいて住民、東京都、杉並区の参加・協働によるこの放射第5号線事業推進のための検討協議会を設置するということでございます。

1つ飛ばしまして所掌事務でございますが、協議会は次に掲げる事項について検討するというので、4点ばかり挙げてございます。沿道の土地利用計画など周辺まちづくりに関すること。それから環境施設帯及び歩行者横断施設等の整備に関する事。遊歩道及び新たな緑地の整備に関する事。4点目といたしまして、「玉川上水緑の保全事業都・区市連絡協議会」との連携及び「文化財保護法」に基づく手続きの周知に関する事。このようなことをこの協議会の中で検討をしていこうということでございます。協議会は検討事項について整理を行い、都と区に報告を行うという形になってございます。

構成でございますが、ここに書いてございますが、次の次のページをおめくりいただきますと、委員の構成表が出てございます。それをご覧いただいたほうがよろしいかと思いますが、学識経験者、それから沿道地権者、町会・自治会、商店会の各代表、学校関係者の代表、放射第5号線事業にかかわる地元環境団体等の代表、公募区民、関係行政機関の代表、都及び区の各職員である者により構成するというので、この表にあるような形で構成をしております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいのですが、協議会の開催でございますが、協議会は会長が招集するというのでございます。この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、別途この検討協議会運営要領によるものとするということで、この下に運営要領が定めてございますが、これに基づいて行っていくということでございます。ちなみに、第1回の協議会につきましては、11月11日の10時からこの場所で予定されているところでございます。

要綱の説明をして、協議会の先の説明までしてしまいましたけれども、その間、9月21日から10月1日の間、協議会の公募区民、それから環境団体等委員の公募を行いました。その公募によって各々3名の委員の選定をし、先ほどお話ししたように、11月11日の協議会に向けて、委員の選定を行い、11日に会議ができるような形になってございます。簡単ではございますが、私のほうから説明は以上です。

会 長

どうもありがとうございました。何かこれについてご質問、ご意見ありますか。

どうでしょうか。よろしゅうございますか。

これは報告として伺っておくということで、よろしゅうございますか。ど

うもありがとうございました。

それでは次のもう1つの報告事項、「『都市計画公園・緑地の整備方針』の策定について」

公園緑地課長

それでは私から都市計画公園・緑地の整備方針の策定について、ご報告申し上げます。本日、お手元に配付させていただきましたA4版の資料3枚をご覧いただきたいと思います。初めの1枚目でございますけれども、そこに記載のとおり、平成16年9月6日の特別区助役会総会において、東京都から「都市計画公園・緑地の整備方針」の共同策定についての協議提案がございました。これを受け、今後都区市町合同で整備方針の策定にとりかかるものでございます。具体的には優先整備区域の選定、優先整備区域以外の地域における建築制限緩和の検討などの事業化計画の策定を東京都と調整の上、行う予定でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。検討の進め方が記載してございます。(1)でございますけれども、整備方針の策定にあたり、都及び区市町が合同の策定検討会議を設置し、連携して検討を進めるということでございます。その下に図でお示してございますけれども、特別区の場合、東京都の庁内検討会と連絡・調整を図りながら、都区市町合同で構成いたします策定検討会議のほうで検討を重ねていくというようなことでございます。

(2)でございます。策定検討会議で検討の上、都及び区市町のそれぞれが議会・都市計画審議会等に説明・調整を行い、「中間のまとめ」の公表、都民意見の募集を経て、整備方針の公表を行うということでございます。

(3)でございます。具体的には都と特別区土木主管部長会が協議して進めるということございまして、参考といたしまして、その下に進め方の全体のイメージが図で示してございます。具体的には先ほどご説明したように、特別区土木主管部長会あるいは特別区の公園担当課長会がでございます。こういったところが連絡・調整しながら、策定検討会上げていくと、そして議会や都市計画審議会の説明を経た後、整備方針(中間のまとめ)の公表、都民意見の募集をいたしまして、その後さらに会議を重ねまして、最終的に整備方針策定公表としてございます。

1枚目にお戻りいただきます。今後の大まかなスケジュール、予定でございます。整備方針(中間のまとめ)公表は平成17年3月末を予定してございます。その後の最終的な整備方針の策定公表は平成18年9月末を目途とした

してございます。

資料、最後の3枚目でございます。特別区助役会から特別区土木主管部長会への通知文でございます。「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定について、下命を行うという通知文の写しを添付させていただいております。私からは以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。では、これにつきまして、ご意見、ご質問ありましたらどうぞ。

委 員 ただいまの報告の中で、優先整備区域以外の地域における建築制限緩和というのは、どういうふうに理解していますか。

公園緑地課長 これは都市計画区域については、建築の制限がご案内のとおりでございます。これは具体的には階数としては2階までの建物というようなことがございます。これを都市計画道路の場合も、見直したわけでございますけれども、その2階までのものが3階建て木造、あるいは鉄骨造、そういったものが可能になると、恐らくそういったことが今の段階では想定されるということでございます。

委 員 随分、前進したというふうに私たちも理解するんですけども、杉並区には風致地区が2カ所ございます。以前からこの公園予定地は予定地として、それ以外のところは撤廃してもらいたいということの要望も、かなり区のほうにも出ておりましたけれども、いかんせん東京都がなかなか動かなかったということで、現状もそのままになっておりますが、この協議会に風致地区の解除というか、撤廃をどのようにもっていってもらえるか、ちょっとお伺いします。

公園緑地課長 具体的な内容については、これから調整してまいります。ただ今委員ご指摘のように、これまでの様々なご要望があることは承知してございますので、この都との調整会議の中で、区としての意見を述べていきたいというふうに考えてございます。

会 長 ほかにはどうですか。

委 員 質問と要望とあるんですが、まず質問のほうは優先整備をするということで、期間をどのくらいと考えているのかというのが1点です。それからもう1つは例えば今手元に資料がないんですけど、善福寺緑地なんか非常に大きかったと思うんですね。あれと一体として考えるのか、幾つかの区分にして考えるのかという点が2点目です。それから要望のほうは、ぜひ区内の緑地あるいは公園緑地の今までの進捗状況を示していただきたいということでございます。以上でございます。

公園緑地課長

まず期間でございますけれども、これもまだ想定でございますけど、都市計画道路同様、2015年というのが恐らく1つの目処になると思います。それから整備区域の中身でございますけれども、整備区域というのはある箇所の部分的なことも想定してございます。ですから区域全体ということではなくて、その部分を重点整備区域として定めていくというようなことでございます。それから杉並区の進捗状況でございますけど、現在都市計画決定している箇所、面積は55カ所、167ヘクタール余りでございます。このうち、供用済みが50カ所で、約73ヘクタールでございます。未供用の部分は、すべてが未供用というところが5カ所、区域面積あわせると94ヘクタール余りということでございます。この中でも大きくまだ未供用の部分が残っているところは、今委員おっしゃいました善福寺川緑地、これが28ヘクタール余りでございます。それから和田堀公園、これが32ヘクタール余り、それから高井戸公園、これが少し削除になりましたけども、18ヘクタールぐらいでございます。こういったところがございます。これは基本的には都施工というようなものでございます。区の施工としましては、先日10月30日にオープンいたしました柏の宮公園、これが都市計画公園名では杉並南中央公園、これは区としては大きいほうで約4.3ヘクタール、これは供用されてございますので、先ほどの未供用の部分の面積は15年4月1日の数字でございますので、少し変更になります。今後につきましては、桃井中央公園の4ヘクタールを整備予定としているところでございます。

委員

どうもありがとうございました。質問のほうはわかりました。それから要望については、今のご説明で大体わかりましたが、時系列でどのくらいの進捗状況になっているのかという点を含めて、急ぎませんけども、資料を提出していただきたいと思います。

会長

よろしいですか。ほかには、何かご質問ありますか。

委員

この検討の予定というところで、平成17年3月に整備方針ができ、中間まとめが出るということなんですが、そうすると都民意見の募集ということと、この都計審との関係でどういうタイミングになるか、割合早い時期に検討されるようになっているんですが、その辺を教えてください。

公園緑地課長

都市計画審議会あるいは議会等への説明は、この中間のまとめが公表される前に、ご報告いたしたいというふうに思っております。それから今の予定でいきますと、ここに書いてありますように、その中間のまとめの公表をいたしま

して、都民意見を広く募集していくというような予定でございます。

会 長

ほかにはどうでしょうか。

ちょっと私のほうからももう一度確認で、優先整備区域というのは、さっき言ったそれぞれの高井戸公園とか、その一部を対象とすることも可能だというけれども、今決定の採択は一括でやっていますよね。それを区切るんですか、区切れるんですかという、本当にそこまで覚悟するんですか。そうでないと、実際は積極的に用地買収もしないで、むしろ買取り請求が出たところについて買って、何となく公園事業としてはだたらやっているような気がするんですけどね。今度それを改めるというようなところまで踏み込むでしょうか。

例えば和田堀なんかでも、かなりの部分を買えるところは買っているけど、買わないところは買わない。今一生懸命やろうとしているところもあるんだけど、ほかのところで買取りが出てくると、そっちで買取りをやって、だけど周りとしては何となく整備されてないというような状況が出ちゃうじゃないですか。そのほうが公園事業としてはやりやすいんですよね、実際は、余り抵抗なく。例えば道路なら、そこが繋がらないと、道路の機能を果たせないということになりますけど、公園の場合は何となくあいていれば、公園とは言わなくても、実際は周りの人は公園っぽく見ているんですよね。それをきっちり公園として整備しますというふうに力強く宣言するのを都と区はお考えなんですか。

公園緑地課長

区の場合は、今般開園いたしました杉並南中央公園、あるいは桃井中央公園は、実際に用地取得の財政確保が一番厳しい問題で、これは補助を何とか手だてして行っているわけです。都については、何とも私どもちょっとはかり知れないんですけども、今言ったように、やはり財政的に都も同じだと思います。ということで、今委員がおっしゃった積極的にいくのかというようなところは、ちょっと区としては何とも言えないところでございますけれども、なかなか厳しいというのは実情だと思います。

会 長

逆に言うと、優先整備区域外になって、建築制限緩和すると言って、3階だ何だと言ってやっているうちに、公園の中にバンバン木造住宅が建ってしまって、本当に後で公園にできないような格好になる。道路の場合や何かの規制緩和というのは、線の施設だから部分的にだいたいした土地の面積にならないけど、2ヘクタール、3ヘクタールに木造住宅がボンボン建ってしまってしまったというところに、実際はもう公園とするには無理かなという公園を今

後つくっていきますということですか、これは。

公園緑地課長 確かにいろいろ緩和といいましても、もう委員、ご存じのとおり、3階とい
たしましても、簡易なものというようなことでございます。

会 長 道路の場合はもっとかたいものでもいのようにしたんです。

公園緑地課長 若干、鉄骨とか.....。

会 長 3階でも鉄骨でもいいんです。

公園緑地課長 そうですね。当然、そういったことは想定されますけど、これについては、
やはり緩和と建築側の話もでございます。建築主管部長会というのもございます
ので、そちらのほうと土木主管部長会とが連携して、これからいろいろな方の
さまざまなご意見をいただきながら、最終的には決めていきたいというふうに
考えてございます。

会 長 そんな意見が杉並区の都計審で議論されましたということをちょっと言って
おいてほしいんですけどね。これ今までもそうなんですけど、そこら辺を本当
に今まで規制強化しておいて、道路の場合、線の施設ですから、かなりできな
い、できるとかいうのをやっているんだけど、公園の場合は面の施設だから、
危うさが違うんですよね。どっち側で頑張るのかというところがあるんだと思
います。

土木担当部長 助役会のほうから、私どもの担当部長会のほうに下命がありました。今、会
長のおっしゃるとおりの思いは、私どもあります。どういう形で担保できるの
かというのが大きな課題かなと思っております。ただ公園の整備の中身がだい
ぶ各区バラバラになってきていまして、その思いが若干 23 区の中でも既に整
備ができているところとか、いろいろありまして、多少意見を異にするところ
もあるんですけども、やはり建築担当部長会のほうとよく相談をしながら、
きょうあった意見も含めて、十分東京都と協議をしながら、整備方針を定めて
まいりたいと思っております。

会 長 どうもありがとうございます。ほかに何かご質問ありますか。

では、なければこの報告、これぐらいで終わりにさせていただいてよろ
しゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、あとは連絡事項ですね。よろしく申し上げます。

都市計画課長 それでは事務局のほうから、ご報告をさせていただきます。このたび区では
杉並の面影を伝える景観上重要な建築物保存のあり方を検討するため、学識経
験者などによる「杉並の面影を伝える建物保存を考える会」を設置することと

いたしました。会を設置するにあたり、都市計画審議会委員の1名の方を会の委員としてお願いすることになりました。そこで黒川会長のご推薦を得て、陣内委員に会の委員をお願いすることといたしましたので、ここにご報告をさせていただきます。

次に、次回の都市計画審議会の開催日程でございますが、議案等がまだ明確になってございませんので、来年の2月か3月ごろに開催したいと考えておりますが、開催日等が決まりましたら、早めに皆様にご連絡したいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いたします。

会 長

それでは、以上で本日の予定の議事はすべて終了しましたので、これで第131回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。どうも長時間ありがとうございました。ご苦労さまでした。

- - 了 - -